

## 菊川市ごみの出し方マニュアル印刷物への広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、市がごみの出し方マニュアルへの広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告媒体)

第2条 広告掲載を行う広告媒体は、菊川市ごみの出し方マニュアル（以下「マニュアル」という）とする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができるもの及び広告の内容の範囲は、菊川市広告掲載要綱（平成25年菊川市告示第160号。以下「要綱」という。）及び菊川市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

### (広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦6.0cm×横13.0cm（1枠あたり）とする。
- (2) 2枠申し込みの場合、縦12.00cm×横13.0cm若しくは、縦6.0cm×横26.0cmを選択できる。
- (3) カラー印刷とする。
- (4) その他広告枠内に縦0.5cm×横1.0cm以上で「広告」と表示する。

2 広告には、広告主名及び広告主の連絡先を表示しなければならない。

### (広告の掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、マニュアルの巻末とする。

### (広告の掲載期間)

第6条 マニュアルについては、令和12年3月31日まで使用することができるものとする。

### (広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は公募とし、必要事項を広報紙、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によらず、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

3 募集の枠数は6枠とし、1社につき2枠を限度とする。

### (広告掲載料)

第8条 広告掲載料については、1枠につき39,000円とする。

2 2枠申し込む場合は78,000円とし、第4条第1項第2号のサイズを選択する。

### (広告掲載の申込み)

第9条 マニュアルへの広告掲載希望者は、要綱第7条に規定する菊川市広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければ

ばならない。

- (1) 広告原案又はその形状及び内容を明らかにする書類
  - (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類（企業パンフレット等）
  - (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- （広告主の決定等）

第10条 市長は、前条に規定する申込書の提出があつたときは、要綱第2条及び基準により広告の適否を審査したうえで、申込み額が最も高い者を優先する。

2 市長は、前項の場合において、申込み額が最も高い広告掲載希望者が複数あるときは、市内に事業所を有するものを優先するものとし、それによっても決定できない場合は抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、要綱第8条に規定する菊川市広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に通知するものとする。

4 広告を掲載することができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を掲載した広告掲載承諾書を市長に提出する。

（広告の原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿を電子データにより作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告原稿の修正）

第12条 市長は、広告主から提出された広告原稿について、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第13条 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに一括納付しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催促その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 第12条の規定による広告内容の修正の求めに広告主が応じないとき。
- (3) 前条の規定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、広告掲載決定後、以下の理由による場合は広告掲載を取り下げることができるものとする。

- (1) 仕様の大幅な変更により広告の掲載の目的を達成することができないとき。
- (2) 市の責めに帰すべき事由により広告掲載を履行することができないとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 マニュアルの印刷以降は、広告主は広告掲載の取り下げはできない。  
(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸及びこれに類する行為を行ってはならない。

(損害賠償)

第17条 広告主は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、菊川市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を菊川市に弁償することとする。

2 菊川市は、その責めに帰すべき事由により、この要領に定める事由を履行せず、広告主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を広告主に弁償することとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、マニュアルへの広告掲載に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、令和7年8月25日から適用する。